

第4節 | アレルギー疾患対策

(1) めざす姿

- アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域に関わらず、科学的知見に基づいた適切な医療を受けられるアレルギー疾患医療の提供体制が整備されています。

(2) 現状

- 我が国では、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われています。
- 平成27(2015)年12月、「アレルギー疾患対策基本法」が施行され、平成29(2017)年3月に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(以下「基本指針」という。)が告示されました。なお、基本指針は令和4年3月に一部改正され、地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、施策を策定および実施するよう努めることとされています。
- 本県では、平成30年3月に国立病院機構三重病院及び三重大学医学部附属病院をアレルギー疾患医療拠点病院に指定するとともに、アレルギー疾患対策を総合的に推進していくため、平成30年8月に三重県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置しました。
- インターネット等には、アレルギー疾患について適切でない情報を含めて多くの情報が混在するため、この中から科学的知見に基づいた正しい情報を選択することが困難となっています。

(3) 課題

- アレルギー疾患の重症化予防のためには、その居住する地域に関わらず、適切な医療を受けられることが重要であるため、アレルギー疾患に関して専門的な知識を有する医療従事者を育成するなど、アレルギー疾患医療提供体制を整備することが必要です。
- アレルギー疾患に関する科学的知見に基づいた情報を県民に提供することが必要です。

(4) 取組内容

- 関係機関で構成するアレルギー疾患医療連絡協議会において、アレルギー疾患対策に係る現状や課題の把握、拠点病院を中心とした診療連携体制の検討等を行い、総合的なアレルギー疾患対策を推進します。(拠点病院、関係機関、県)
- アレルギー療養指導スタッフ養成研修や講演会を開催し、アレルギー疾患に関する専門的な知識・技能を有する質の高い医療従事者を養成します。(拠点病院、医療機関、県)
- 科学的知見に基づく適切な治療を受けられるよう、アレルギー疾患診療に係る医療機関の情報を収集するとともに、ホームページやパンフレット等による情報提供を進めます。(拠点病院、医療機関、県)